

中津川市デジタルサイネージ構築及び運用保守業務委託仕様書

1 業務名

中津川市デジタルサイネージ構築及び運用保守業務委託

2 業務の目的

本業務は、中津川市観光案内所と馬籠宿 BASE にデジタルサイネージを導入し、訪日外国人旅行者受入のための多言語案内の整備及び観光インフォメーションの機能を強化し、視覚に訴えかけ観光イメージを想起させるようなコンテンツを構築することにより、市内周遊や滞在型観光の促進、観光消費額の拡大に繋げるとともに、国内外からの観光客と地域住民との交流の場（機会）となる「クロスカルチャーハブ」を開設することを目的とする。

3 設置場所

中津川市観光案内所、馬籠宿 BASE

4 委託期間

①構築：契約締結日から令和7年2月28日

②運用保守：令和7年3月1日から令和7年3月31日

※次年度以降の運用保守業務については別途協議するものとする。

5 業務内容

(1) デジタルサイネージ及び周辺機器の調達

(2) デジタルサイネージ等機器の設置

(3) デジタルサイネージ向けのコンテンツ制作

周辺マップの作成、観光情報、その他受注者が提案するコンテンツ

(4) ネットワーク環境の整備

(5) 運用保守業務

(6) その他本業務に必要な事項

6 機器等の要件

(1) デジタルサイネージ機器に関する要件

次の仕様を満たすことを原則とし、発注者が想定する用途、設置場所を考慮してよりよい機能等がある場合は提案のうえ、発注者と協議できるものとする。なお、納入する機器はすべて新品とし、買取とする。

	中津川市観光案内所	馬籠宿 BASE
設置場所	屋内	屋内
種類（台数）	<ul style="list-style-type: none"> ■タッチパネル式ディスプレイ 縦型 1台 ■ローテーション配信用ディスプレイ 横型 1台 	<ul style="list-style-type: none"> ■タッチパネル式ディスプレイ 縦型 1台 ■ローテーション配信用ディスプレイ 横型 1台
各ディスプレイサイズ	55インチ以上液晶ディスプレイ	55インチ以上液晶ディスプレイ
スタンド	<ul style="list-style-type: none"> ■ローテーション配信用 <ul style="list-style-type: none"> ・可動式フロアスタンド ■タッチパネル式 <ul style="list-style-type: none"> ・可動式筐体 	<ul style="list-style-type: none"> ■ローテーション配信用 <ul style="list-style-type: none"> ・壁掛け金物 ■タッチパネル式 <ul style="list-style-type: none"> ・可動式筐体
各モニタ最大解像度	横型：3,840×2,160dpi 以上 縦型：2,160×3,840dpi 以上	
サーバー	クラウドサーバー（無線タイプ）	
周辺機器	クラウド接続型配信用機器等	
管理用ノート PC	管理用ノート PC 1台 ※サイネージ4台を管理できるものとする	
FREE Wi-Fi スポット	サイネージ配信環境整備とあわせて FREE Wi-Fi スポットを設置するために必要な整備及び機器等	
その他	上記のほか、受注者が提案したコンテンツを実現するために必要な機器等	

（2）デジタルサイネージシステム

- ・デジタルサイネージはインターネットに接続し、外部のクラウドサーバー（コンテンツ管理サーバー）経由で、情報ソースにアクセスすること。
- ・システムの構成は利用現場での運用を十分考慮し、必要な環境設定を適切に行うこと。
- ・放映端末ごとに放映開始時刻及び放映終了時刻を設定できること。また、電源のオンオフについても時刻設定により管理できること。
- ・システム設計及び初期設定作業については、受注者において行うこと。
- ・本仕様書に明記のないハードウェア・ソフトウェアであっても、本システムを円滑に運用するために必要なものがある場合は、それらも含めたシステムとすること。
- ・設置するデジタルサイネージの機器メーカー等保証期間は、提案事項とする。この

保証期間内に発注者の責めによらない機器の故障等が発生した場合、管理運営・保守契約の契約に関わらず、無償修復を行うこと。

(3) デジタルサイネージ表示コンテンツ

- ・タッチパネル式ディスプレイに搭載する表示コンテンツについて、別紙「サイネージイメージ」を参考のうえ、提案するものとし、受注後、作成（観光スポット等の情報含む）にあたっては発注者と協議のうえ内容を決定するものとする。
- ・タッチパネル式サイネージは、多言語対応していること。（日本語・英語・中国語簡体・中国語繁体・韓国語）
- ・タッチパネル式サイネージは、一定時間利用がない場合は、自動的に初期画面に戻る仕様とすること。
- ・ローテーションサイネージで配信する素材（イベント情報・動画・静止画等）を効果的に PR できる提案とすること。
- ・ローテーションサイネージで災害等の緊急速報を多言語（日本語・英語）で割込み配信が可能とすること。

(4) 発注者が指定する WEB サイトと連携し、URL 指定してデジタルサイネージ上で表示、閲覧できること。

(5) コンテンツ制作にあたり、デザインやレイアウト、必要な素材については発注者と打ち合わせを行うこと。

(6) 表示する内容の需要を把握するため、タッチパネル式ディスプレイでは利用者による情報表示（アクション）のログが把握できる仕組みとすること。

(7) 災害や気象情報などの対応表示が可能な場合は、表示方法を提案すること。

(8) 将来的なコンテンツ追加に備えた柔軟な拡張性を有すること。

(9) 不適切なサイトへのアクセス等を防止するため、コンテンツフィルタやアクセス可能ページに係る制限の設定を行うこと。設定レベル等については、発注者と別途協議するものとする。

(10) 民間企業等の広告枠を設け広告料収入等でシステムの運用経費賄うことは現段階では想定していない。

7 機器の設置に関する要件

- ・機器の設置場所は中津川市観光案内所及び馬籠宿 BASE とする。なお、設置場所の詳細は、発注者と別途協議するものとする。
- ・設置場所において新たな電源配線工事が必要な場合は、発注者と協議のうえ、決定する。

8 保守管理体制

- ・運営を正常かつ円滑に行うことができるよう受注者負担により、保守管理体制を確保すること。

9 運用・保守管理

- ・機器の不具合、故障時に速やかに対応すること。
- ・デジタルサイネージ稼働時間内は稼働状況を監視することができ、障害発生時には速やかに発注者へ連絡を行うこと。
- ・OS等のバージョンアップは本市にあらかじめ十分な説明を行ったうえで対応すること。
- ・設備の状態を良好に保つため、定期的に点検を行うこと。
- ・コンテンツの配信代行を行うこと。

10 維持管理に係る経費

デジタルサイネージシステム及びコンテンツに係る保守費用等について、令和7年度以降のランニングコストに関する提案をすること。

11 著作権等の帰属

- (1) 委託者が受託者に提供する情報に基づく登録データ等は、委託者に帰属するものとする。
- (2) 本業務により作成された成果物（以下「成果物」という。）に係る所有権、著作権及びその他の権利は委託者に帰属するものとし、委託者による二次利用を可能とする。また、受託者は委託者に対し著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 第三者が権利を有する著作物又は知的所有権等を利用する場合は、受託者の責任において、その権利の使用に必要な費用を負担し、使用許諾契約に関わる一切の手続きを行うものとする。
- (4) 受託者は成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の法的権利を侵害するものではないことを保証することとする。なお、第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の責任は、全て受託者が負うものとする。

12 成果物の提出

- (1) デジタルサイネージ一式
- (2) 運用マニュアル
- (3) 業務完了届
- (4) 業務完了報告書
- (5) その他発注者が必要と認める書類

1.3 再委託の禁止

受託者は本業務について、一括して第三者に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、委託者と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。この場合、あらかじめ書面により委託者の承認を得るものとする。

1.4 法令遵守

業務の実施にあたっては、法令を遵守すること。

1.5 損害賠償

受託者の故意または過失により、委託者に損害を与えた場合、受託者は委託者にその損害を賠償しなければならない。

1.6 契約の解除

- (1) 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当した場合は、催告その他の手続きを要しないで、直ちに契約の全部または一部を解除することができる。
 - (ア) 官庁から営業の取り消し、停止等の処分を受けたとき
 - (イ) 支払停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき又は手形交換所から不渡処分を受けたとき
 - (ウ) 破産、会社更生、特別清算、民事再生法手続開始決定の申立があったとき
 - (エ) 第三者より差押、仮差押、仮処分、強制執行の申立、又は公租公課の滞納処分を受けたとき
 - (オ) 解散、合併、会社分割、営業の全部または重要な一部の譲渡を決議したとき
 - (カ) 信用資力の著しい低下があったとき又はこれに影響の及ぼす営業上の重要な変更があったとき
- (2) 委託者又は受託者は、相手方が契約違反し、相当の期間を定めて是正を催告しても是正しないときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

1.7 その他

- (1) 委託業務の遂行にあたっては、各種関係法令等の内容を遵守するほか、委託者と十分に協議を行い、委託者の意見や要望を取り入れながら実施すること。なお、国や委託者が定める基準が改訂された際は、それに適合するよう、迅速かつ柔軟な対応を行うこと。
- (2) 契約期間満了等に伴い本業務の受託者が変更となる場合、次期契約期間の開始に間に合うよう、受託者は本業務の引継ぎに関する引継書を作成し、当市と次期受託者に対し、説明を行うとともに、業務が円滑に引き継がれるよう、誠実に対応すること。

- (3) 本業務を実施するにあたり、本仕様書に明記されていない事項であっても、技術上当然と認められる事項については、受託者の責任において補填し作業するものとする。
- (4) 受託者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたときは、委託者と速やかに協議し、その指示に従うこと。
- (5) その他仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者で協議のうえ決定する。

1 8 提出先、問い合わせ先

中津川市商工観光部観光課 担当：古田・藤崎

〒508-0032 岐阜県中津川市栄町1番1号（にぎわいプラザ4階）

TEL：0573-66-1111(内線 4272)

FAX：0573-65-3367

E-mail：kankou@city.nakatsugawa.lg.jp